

京都市観光振興審議会規則を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第137号

京都市観光振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市観光振興審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別

委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局観光M I C E 推進室)